

障害者雇用状況報告書記入方法説明会



香川労働局職業安定部
職業対策課

令和7年6月

記入説明会をするのはなぜ？

障害者雇用状況報告書の作成方法を理解していないため、記入した内容が適当なものとはいえないことが判明。

例えば・・・

- ◆ 「短時間労働者」は雇用保険被保険者にならない週20時間未満のパート・アルバイトの者を記入している。➡ **報告対象外の人なので含めない**
- ◆ 「常用雇用労働者」は雇用保険被保険者である週20時間以上の者すべてを含めている。➡ **週所定労働時間20時間以上30時間未満の人は1人を0.5人と計算する**
- ◆ 対象となる者の障害者手帳等を保管・確認せず、「重度・重度以外」の判断や「知的障害・精神障害」の区別を勝手に行っている。➡ **カウントが違ってくる**
- ◆ 「除外率」や「短時間労働者」の計算にかかる「算定の基礎となる労働者の数」の記載誤りが多い。➡ **雇用率に影響する**

等

令和6年障害者雇用状況報告集計
香川県の実雇用率2.31%は
全国順位 46位である



これらは正しい報告にならず、香川の集計が誤ったものになる可能性が高く、事業主は虚偽報告の疑いにあたるだけでなく納付金・調整金・報奨金にも影響する場合がある。

【お知らせ】電子申請のご案内

～電子申請の方法が変わりました。

障害者雇用状況報告はインターネットを利用した電子申請でご提出いただけますが、**G Biz I D**※が必要となります！

※ G Biz I Dを利用せずe-Govアカウントを使用して電子申請することもできますが、別途電子署名（有料）が必要となります。

G Biz I Dの種類

gBizIDプライム	会社代表者または 個人事業主	書類審査必要	電子署名不要	発行審査期間 2週間程度
gBizIDメンバー	gBizIDプライム 取得組織の従業員	書類審査必要	電子署名不要	即時発行可能
gBizIDエントリー	事業をしている方なら だれでも可能	書類審査必要	電子署名必要 (有料)	即時発行可能

電子申請は**令和7年6月1日以降**ご利用いただけます。

G ビズ I D 申請・取得手続きの詳細は、
デジタル庁ホームページをご確認ください。

※労働局にお問合せ頂きましても対応できません。

【デジタル庁ホームページ】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

【お問い合わせ先】 **「gBizID」ヘルプデスク（0570-023-797）**

受付時間：午前 9 時～午後 5 時※土・日・祝日、年末年始を除く

障害者雇用状況報告について

障害者の雇用の促進等に関する法律

(雇用状況の報告)

第43条 事業主は、毎年一回、厚生労働省が定めるところにより、障害者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。



令和7年度の障害者雇用状況報告は・・・

令和7年6月1日現在の状況を、障害者雇用状況報告書により、企業の主たる事業所、いわゆる本社において、支社、支店等の分をとりまとめて、本社の所在地を管轄する公共職業安定所の長に郵送若しくは持参により提出していただくか、電子申請を通じて提出をお願いします。

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

「A 事業主」欄の記入について

様式第6号（第4条関係）（表面）

(日本企業規格A-4)

障害者雇用状況報告書

令和 年 月 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。		令和 年 月 日		出典職業安定所 総		
A 事業主	① 法人名義	法人名称	住 所	③ 事業の種類 産業分類 事業所の数		
	② 法人番号	氏名又は代表者氏名	法人にあっては当該法人の所在地			
B 雇用の状況	④ 通称・事業用番号					
	⑤ 事業所の名称					
	⑥ 事業所の区分 1 特別7の2に示される事業所 2 上記1及び2以外					
	⑦ 事業所の所在地					
	⑧ 事業の内容					
	⑨ 除外率	%	%	%	%	
	⑩ 常用雇用労働者の数					
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人
	(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人
(ニ) 法定雇用労働者の算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	
⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数						
(ア) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人	人	人	
(ロ) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	
(リ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	
(レ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	
(ハ) 身体障害者の数 [(ア)+(イ)+(ロ)+(リ)+(レ)×0.5]	人	人	人	人	人	
(ニ) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	
(フ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人	人	人	
(ヘ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	
(ホ) 重度知的障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	
(セ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	
(カ) 知的障害者の数 [(ニ)+(フ)+(ヘ)+(セ)×0.5]	人	人	人	人	人	
(ク) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	
(ケ) 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	
(コ) 精神障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	
(サ) 精神障害者の数 [(ク)+(ケ)+(コ)×0.5]	人	人	人	人	人	
⑫ 計	人	人	人	人	人	
⑬ 実雇用率 (註1の(イ)÷(註2の(ロ))×100)	%	%	%	%	%	
⑭ 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数						
視覚障害者（第1号に該当する者）	人	人	人	人	人	
聴覚又は平衡機能障害者（第2号に該当する者）	人	人	人	人	人	
音声・言語・もしくは機能障害者（第3号に該当する者）	人	人	人	人	人	
肢体不自由者（第4号に該当する者）	人	人	人	人	人	
内部障害者（第5号に該当する者）	人	人	人	人	人	
H 障害者雇用推進者	役職名	氏名	H 記入担当者	所属部署名	氏名	

（記載上の留意事項は、裏面にあります。）

雇用保険適用事業所番号を記入してください。
※番号は同封の「ご挨拶」に記載しております。

様式第6号

(第4条関係)

(日本産業規格A列4)

障害者雇用状況報告書 提出日をご記入ください。

令和 6 年 6 月 1 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、
下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

A 事業主	(ふりがな)	住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	(1) 事業の種類 (2) 事業所の数
	法人名称		
	(ふりがな)		
	氏名又は代表者氏名		
	(3) 法人番号		

・スタンプ、ゴム印等を使用する場合には **2 枚目以降**にも忘れずに押印してください。
※社印、代表取締役印等の押印不要。

③欄

13桁の法人番号を記入してください。
法人番号は、以下の国税庁法人番号公表サイトで確認できます。

(国税庁法人番号公表サイト)

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

①欄

「産業分類」には、参考3の日本標準産業分類の中分類の番号(2桁)を記入し、事業の種類もご記入ください。

※番号は同封の「ご挨拶」に記載しております。

★主たる事業内容が相違する場合は、最寄りのハローワークにて変更届をご提出下さい！

②欄

当該法人に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記入してください。

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

(この用紙は このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

(この届出は、変更のあった日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

様式第6号（第4条関係）（表面）

障 害 者 雇 用 状 況 報 告 書

(日本産業規格JIS 4)

合和 年 月 日 現在

[illegible]

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所
結算欄

1. 従業員の人数は？

A. 週所定労働時間30時間以上の人数は？

(例) 1日5時間で

週に6日間勤務の人数

人

B. 週所定労働時間20時間以上30時間未満の人数は？

(例) 1日4時間で

週に5日間勤務の人数

人

C. (重度身体・重度知的・精神障害手帳有)

週所定労働時間20時間未満の勤務の人数は？

(例) 1日4時間で

週に4日間勤務の人数

人

算定の基礎
となる人数

Aの人数 + (Bの人数×0.5) =

※ここではCの人数は入れません

人

2. 雇用障害者の人数は？

1 - Aの勤務人数のうち

a. 重度障害者

人

b. 重度以外の障害者

人

1 - Bの勤務人数のうち

c. 重度障害者

人

d. 重度以外の障害者

人

1 - Cの勤務人数のうち

e. 10時間以上、20時間未満の

重度障害及び精神障害者

人

※10時間未満は含みません

雇用障害者数

(aの人数×2) + bの人数
+ cの人数 + (dの人数×0.5)
+ (eの人数×0.5)
=

人

【実雇用率の確認】

雇用障害者数 ÷ 算定の基礎となる人数 × 100 =

%

【障害者雇用人数の違反チェック】

雇用障害者数 - (算定の基礎となる人数 × 2.5%) =

人

プラスの数字（正数）が出ましたか？

YES ⇒ さらに障害者雇用に努めてください

【注意】実雇用率が2.5%未満は指導対象とされます！

NO ⇒ 義務違反！ 直ちに障害者雇用をすすめてください！

1. 従業員の人数は？

A. 週所定労働時間30時間以上の人数は？

(例) 1日5時間で

週に6日間勤務の人数

人

B. 週所定労働時間20時間以上30時間未満の人数は？

(例) 1日4時間で

週に5日間勤務の人数

人

C. (重度身体・重度知的・精神障害手帳有)

週所定労働時間20時間未満の勤務の人数

(例) 1日4時間で

週に4日間勤務の人数

人

算定の基礎
となる人数

Aの人数 + (Bの人数 ×

人

「雇用状況報告書」の対象となる雇用保険加入者＝常用雇用労働者の数が把握できる

※週所定労働時間＝雇用契約書上での定めた時間（例えばGW、お盆、年末年始等の休みで下回することは差し支えない）。

2. 雇用障害者の人数は？

1 - Aの勤務人数のうち

a. 重度障害者

人

b. 重度以外の障害者

人

1 - Bの勤務人数のうち

c. 重度障害者

人

d. 重度以外の障害者

人

1 - Cの勤務人数のうち

e. 10時間以上、20時間未満の

重度障害及び精神障害者

人

※10時間未満は含みません

雇用障害者数

(aの人数 × 2) + bの人数
+ cの人数 + (dの人数
+ (eの人数 × 0.5)

人

「雇用状況報告書」の対象となる障害者の数が把握できる
(ただし、身体・知的・精神が混在した状態である)

%

人

【注意】実雇用率が2.5%未満は指導対象とされます！

NO ⇒ 義務違反！ 直ちに障害者雇用をすすめてください！

(10) 常用雇用労働者の数

(イ) 常用雇用労働者の数	0人
(ロ) 短時間労働者の数	0人
(ハ) 常用雇用労働者の数 $[イ + (ロ \times 0.5)]$	0.0人
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	0.0人

【例】

(イ) 常用雇用労働者の数 **120人**

(ロ) 短時間労働者数 **25人**

(ハ) 常用雇用労働者の数

$$(イ) 120 + ((ロ) 25 \times 0.5) = (ハ) 132.5$$

(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数

$$(ハ) 132.5 = (ニ) 132.5人$$

障害者雇用状況報告書の提出対象事業主の確認

1. 従業員の人数は？

A. 週所定労働時間30時間以上の人数は？

(例) 1日5時間で

週に6日間勤務の人数

人

B. 週所定労働時間20時間以上30時間未満の人数は？

(例) 1日4時間で

週に5日間勤務の人数

人

C. (重度身体・重度障害・精神障害手帳有)

週所定労働時間20時間未満の勤務の人数は？

(例) 1日4時間で

週に4日間勤務の人数

人

算定要件：1年を超えて雇用される見込みがあること、または1年を超えて雇用されていること。

⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数について

様式第6号（第4条関係）（表面）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

法人名称 住所

代表者氏名 法人代表者氏名

法人番号

1 適用事業内番号

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 事業の内容

5 除外事項

6 常用雇用労働者の数

(a) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く) 人

(b) 短時間労働者の数 人

(c) 常用雇用労働者の数 $[(a) \times 0.5]$ 人

(d) 法定雇用率の算定の基礎 人

7 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

(a) 重度身体障害者の数 人

(b) 重度身体障害者以外の身体障害者の数 人

(c) 重度身体障害者である短時間労働者の数 人

(d) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数 人

(e) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数 人

(f) 身体障害者の数 $[(c) \times 2] + (b) + [(d) \times 0.5]$ 人

(g) 重度知的障害者の数 人

(h) 重度知的障害者以外の知的障害者の数 人

(i) 重度知的障害者である短時間労働者の数 人

(j) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数 人

(k) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数 人

(l) 知的障害者の数 $[(h) \times 2] + (i) + [(j) \times 0.5]$ 人

(m) 精神障害者の数 人

(n) 精神障害者である短時間労働者の数 人

(o) 精神障害者である特定短時間労働者の数 人

(p) 精神障害者の数 $[(n) \times 2] + (m) + [(o) \times 0.5]$ 人

8 計 人

9 雇用促進率 %

10 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数

視覚障害者（第1号に該当する者） 人

聴覚又は平衡機能障害者（第2号に該当する者） 人

言語・言語・そして機能障害者（第3号に該当する者） 人

肢体不自由者（第4号に該当する者） 人

内部障害者（第5号に該当する者） 人

11 障害者雇用促進法 人

12 雇用促進率 %

（記載上の留意事項は、裏面にあります。）

⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

(a) 重度身体障害者の数	()	人
(b) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	()	人
(c) 重度身体障害者である短時間労働者の数	()	人
(d) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	()	人
(e) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	()	人
(f) 身体障害者の数 $[(c) \times 2] + (b) + [(d) \times 0.5]$	()	人
(g) 重度知的障害者の数	()	人
(h) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	()	人
(i) 重度知的障害者である短時間労働者の数	()	人
(j) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	()	人
(k) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	()	人
(l) 知的障害者の数 $[(h) \times 2] + (i) + [(j) \times 0.5]$	()	人
(m) 精神障害者の数	()	人
(n) 精神障害者である短時間労働者の数	()	人
(o) 精神障害者である特定短時間労働者の数	()	人
(p) 精神障害者の数 $[(n) \times 2] + (m) + [(o) \times 0.5]$	()	人
計	()	人
雇用促進率 $[(11) \div (f) \times 100]$	()	%

障害程度の重度とは？

程度 障害種別	重 度	重度以外
身体障害者	(身体障害者手帳) 1 級、2 級	(身体障害者手帳) 3 級～6 級
知的障害者	(療育手帳) A 、A (A 4 サイズの用紙) 香川障害者職業センターによる「 重度知的障害者 」の判定書 ※療育手帳 B B かつ「重度知的障害者の判定書」有は「 重度知的 」！	(療育手帳) B 、B (A 4 サイズの用紙) 香川障害者職業センターによる「 知的障害者 」の判定書
精神障害者		(精神障害者保健福祉手帳) 1 級～3 級

- ※注意
- ・手帳には**有効期限**のあるものもございます（有効期限が切れている場合は対象者に「手帳の更新」をお伝えください。
 - ・身体障害は「**3 級（重度以外）**」に該当する障害を**2 以上重複して有することで「2 級（重度）」とされます。**
 - ・身体障害**7 級**は当該報告では障害者の対象外となりますが、**肢体不自由者においては「7 級」に該当する障害が2 以上重複する場合は「6 級」とされます。**
 - ・障害等級「**○級**」と「旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額」の「**第○種**」と間違わないようにしてください。
 - ・**知的障害であることの証明書類には「療育手帳」以外に障害者職業センターによる判定書もございます。**
- 対象者が判定書を受けていたにもかかわらず紛失したことを確認されましたら、対象者ご本人またはご家族の方が当該機関に「再交付」依頼をするようにおすすめください。

身体および知的の障害者手帳は地域によって、表記が異なることがあります。

障害程度が不明確であるものは適当な判断はせずに、必ず判定機関等に「**重度**」、「**重度以外**」の確認をしてください。

《採用後に障害者を把握・確認する場合》→ 個人を特定して照会を行うことができる場合

照会に当たって

- 照会を行う際には、障害者雇用状況の報告等のために用いるという利用目的を明示した上で、障害者手帳等の所持の確認を行うこととします。その際、なぜ当該労働者を特定して尋ねるのか、根拠となる情報を明らかにし、本人に対して経緯を明確にすることが求められます。
- また、照会は、企業において障害者雇用状況の報告等を担当する人事担当者から直接本人に対して行うことが望めます。
- 照会に対して、障害者手帳等の所持を否定した場合や、照会に対する回答を拒否した場合に、回答するよう繰り返し迫ったり、障害者手帳等の取得を強要してはいけません。

利用目的の明示等

- 個人を特定して障害者手帳等の所持について照会を行い、その労働者が障害者手帳等を所持しており、かつ障害者雇用状況の報告等のために用いることについて同意が得られた場合には、利用目的等の事項を明示して、その利用目的のために必要な情報の確認を行うこととします。
- 利用目的等の明示方法については、次のスライドをご参照下さい。

本人に対して明示する利用目的等の事項

- ① 利用目的（障害者雇用状況の報告、障害者雇用納付金の申告、障害者雇用調整金又は報奨金の申請のために用いること）
- ② ①の報告等に必要な個人情報の内容
- ③ 取得した個人情報は、原則として毎年度利用するものであること
- ④ 利用目的の達成に必要な範囲内で、障害等級の変更や精神障害者保健福祉手帳の有効期限等について確認を行う場合があること
- ⑤ 障害者手帳を返却した場合や、障害等級の変更があった場合は、その旨人事担当者まで申し出てほしいこと
- ⑥ 特例子会社又は関係会社の場合、取得した情報を親事業主に提供すること。なお、これらに加え、
- ⑦ 障害者本人に対する公的支援策や企業の支援策についてもあわせて伝えることが望めます。

本人の同意を得るに当たって

○ 障害者雇用状況の報告等以外の目的で、労働者から障害に関する個人情報を取得する際に、あわせて障害者雇用状況の報告等のためにもその情報を用いることについて同意を得るようなことはせず、あくまで別途の手順を踏んで同意を得ることとします。

例えば、障害者雇用状況の報告等のために用いるという利用目的が、他の多くの事項が記載された文書の中に記載されており、この利用目的が記載された部分が容易に識別できない書面を、口頭で補足せずに単に手渡しただけの場合、労働者がある部分に気付かない可能性も考えられます。

このため、企業は、労働者本人が、情報の利用目的及び利用方法を理解したうえで同意を行うことができるよう別途説明を行うなどの配慮を行う必要があります。

処理・保管に当たっての禁忌事項

取得後の情報の処理・保管に当たって、行ってはならないことは以下のとおりです。

- 本人の同意なく、利用目的の範囲を超えて情報を取り扱ってははいけません。
- 障害者である旨の申告を行ったことや、情報の開示・訂正・利用停止等を求めたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはいけません。

(11) 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

誤りが多いので注意！

- ① 重度とは1級、2級
- ② 7級1つのみは対象外
- ③ 有効期限に注意！

(ホ) 重度身体障害者の数	(0) 人
(ヘ) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	(0) 人
(ト) 重度身体障害者である 短時間労働者の数	(0) 人
(チ) 重度身体障害者以外の身体障害 者である短時間労働者の数	(0) 人
(リ) 重度身体障害者である 特定短時間労働者の数	(0) 人
(ヌ) 身体障害者の数 [(ホ×2) + ヘ + ト + ((チ+リ) × 0.5)]	(0.0) 人

2. 雇用障害者の人数は？

1 - Aの勤務人数のうち

a. 重度障害者

人

b. 重度以外の障害者

人

1 - Bの勤務人数のうち (短時間)

c. 重度障害者

人

d. 重度以外の障害者

人

1 - Cの勤務人数のうち (特定短時間)

e. 10時間以上、20時間未満の

重度障害及び精神障害者

人

※10時間未満は含みません

⑪欄の()内には、前年の6月2日から本年6月1日までに新規に雇い入れた数を内数として記入してください。※中途障害者は含みません

【例】

(ホ) 重度身体障害者 1人

(ヘ) 身体障害者 0人

(ト) 重度身体障害者 (短時間) 1人

(チ) 身体障害者 (短時間) 1人

(リ) 重度身体障害者 (特定短時間) 1人

$$(ホ)1人 \times 2 + (ヘ)0人 + (ト)1人 = 3$$

$$((チ)1人 + (リ)1人) \times 0.5 = 1$$

$$3 + 1 = (ヌ)4$$

誤りが多いので注意！

- ①手帳では重度とは(A)、A
- ②障害者職業センターの判定書で重度の場合もある
- ③次期判定年月日に注意！

(ル) 重度知的障害者の数	(0) 人
(7) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	(0) 人
(7) 重度知的障害者である短時間労働者の数	(0) 人
(カ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	(0) 人
(ヨ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	(0) 人
(タ) 知的障害者の数 [(ル×2)+(7)+(7)+(カ+ヨ)×0.5]	(0.0) 人

2. 雇用障害者の人数

1 - Aの勤務人数

a. 重度障害者

b. 重度以外の障害者

1 - Bの勤務人数のうち (短時間)

c. 重度障害者

d. 重度以外の障害者

1 - Cの勤務人数のうち (特定短時間)

e. 10時間以上、20時間未満の

重度障害及び精神障害者

※10時間未満は含みません

⑪欄の()内には、前年の6月2日から本年6月1日までに新規に雇い入れた数を内数として記入してください。※中途障害者は含みません

【例】

(ル) 重度知的障害者 0 人

(7) 知的障害者 2 人

(7) 重度知的障害者 (短時間) 0 人

(カ) 知的障害者 (短時間) 1 人

(ヨ) 重度知的障害者 (特定短時間) 2 人

$$(ル) 0 人 \times 2 + (7) 2 人 + (7) 0 人 = 2$$

$$((カ) 1 人 + (ヨ) 2 人) \times 0.5 = 1.5$$

$$2 + 1.5 = (タ) 3.5$$

(レ) 精神障害者の数	(0) 人
(ツ) 精神障害者である 短時間労働者の数	(0) 人
(ヅ) 精神障害者である 特定短時間労働者の数	(0) 人
(ネ) 精神障害者の数 [(レ) + (ツ) + (ヅ) × 0.5]	(0.0) 人

誤りが多いので注意！

- ①手帳があるか
(診断書は対象外)
- ②重度はない
- ③有効期限に注意！

1-Cの勤務人数のうち(特定短時間)

e. 10時間以上、20時間未満の

重度障害及び精神障害者 人

※10時間未満は含みません

⑪欄の()内には、前年の6月2日から
本年6月1日までに新規に雇い入れた
数を内数として記入してください。

※中途障害者は含みません

※1カウント

※0.5カウント

【例】

(レ) 精神障害者 0 人
(ツ) 精神障害者 (短時間) 1 人
(ヅ) 精神障害者 (特定短時間) 1 人



$$(レ) 0 人 + (ツ) 1 人 = 1$$

$$(ヅ) 1 人 \times 0.5 = 0.5$$

$$1 + 0.5 = (ネ) 1.5$$

【例】

$$(又) 4 + (タ) 3.5 + (ネ) 1.5 = (12) 9.0$$

⑪欄の(又)(タ)(ネ)の()内の合計人数を記入してください。

(12) 計 [(11)の又+(11)のタ+(11)のネ]	(0.0 人 0.0)	0.0 人 (0.0)	0.0 人 (0.0)	0.0 人 (0.0)	0.0 人 (0.0)
(13) 実雇用率 ((12)/(10)のニ×100)	(0.00 %)	(14) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [((10)のニ×法定雇用率)-(12)]			

【例】

(10)の(ニ)法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 **132.5人**

(12)常用雇用障害者計 **9.0人**

$$(12) 9.0人 \div (ニ) 132.5人 \times 100 = 6.7924...$$

小数点以下第3位を四捨五入

(13) **6.79%**

【例】

(10)の(ニ)法定雇用障害者の

算定の基礎となる労働者の数・・・**132.5人**

法定雇用率(令和6年4月以降)・・・**2.5%**

(12)常用雇用障害者計・・・**9.0人**

①(ニ)**132.5人** × 2.5 ÷ 100 = 3.3125 小数点以下切り捨て
(雇用しなければならない人数は**3人**となる)

② **3人** (①で算出したもの) - (12)**9.0人** = **-6.0人**

マイナスとなる場合は**ゼロ**

(14) **0.0人**

D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数				
視覚障害者（第1号に該当する者）	0 人		人	
聴覚又は平衡機能障害者 （第2号に該当する者）	0 人			
音声・言語・そしゃく機能障害者 （第3号に該当する者）	0 人		人	人
肢体不自由者（第4号に該当する者）	0 人		人	人
内部障害者（第5号に該当する者）	0 人		人	人

D欄 身体障害者について、以下の分類表に沿って種類別の実人数を記入してください。

E欄F欄も記入してください。

E 障害者 雇用推進 者	役職名	氏名	F 記 入 担 当 者	所 属 部 課 名	氏名

D欄は雇用状況報告の対象となる身体障害者の**実人数**と一致するようになります。

1名に対して2つ以上の障害がある方は主たる障害について記入します。

主たる障害とは当該労働者にとって、最も職業生活に相当の制限を与え、又は職業生活を営むことを著しく困難なものとしている障害を指します。

分類表	
視覚障害者 （法律別表第1号）	視力障害、視野障害
聴覚又は 平衡機能障害者 （法律別表第2号）	聴覚機能障害、平衡機能障害
音声・言語・そしゃく機能障害者（法律別表第3号）	
肢体不自由者 （法律別表第4号）	上肢不自由、下肢不自由、 体幹機能障害、上肢機能障害、 移動機能障害
内部障害者 （法律別表第5号）	心臓機能障害、じん臓機能障害 呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直腸機能障害、 小腸機能障害、免疫機能障害、 肝臓機能障害

障害者雇用推進者とは（障害者の雇用の促進等に関する法律）

第七十八条 事業主は、その雇用する労働者の数が常時第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

一 障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務

二 第四十三条第七項の規定による報告及び第八十一条第一項の規定による届出を行う業務

三 第四十六条第一項の規定による命令を受けたとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による勧告を受けたときは、当該命令若しくは勧告に係る国との連絡に関する業務又は同条第一項の計画の作成及び当該計画の円滑な実施を図るための業務

2 第四十三条第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する

「二」に基づいて障害者雇用状況報告書に記載することで「届出」となります。

除外率設定がなくても「特例子会社」の認定を受けている法人・「就労継続支援事業（A型）」の事業がある法人もこちらの記入方法になる

要件：各事業所の主たる事業の種類が参考1の除外率設定業種に該当する場合のみ

除外率設定業種及び除外率

注意！令和6年報告まで

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く。） ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） ・その他の鉱業	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む。）	20%
・港湾運送業	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関（814高等学校は含まない。）	30%
・林業（狩猟業を除く。）	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業（保育園） ・老健施設	40%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%
・石炭・亜炭鉱業	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%
・船員等による船舶運航等の事業	80%

※除外率設定業種は、総務省編日本標準産業分類の中分類に限らない。

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称
A	農業、林業
01	農 業
02	林 業
B	漁 業
03	漁業（水産養殖業を除く）
04	水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業
05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建 設 業
06	総合工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く）
08	設備工事業
E	製 造 業
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業

分類	名 称
G	情報通信業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業、郵便業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）
I	卸売業、小売業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
J	金融業、保険業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業、商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K	不動産業、物品賃貸業
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業

分類	名 称
L	学術研究、専門・技術サービス業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業（他に分類されないもの）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業、飲食サービス業
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
O	教育、学習支援業
81	学校教育
82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業
86	郵便局
87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業（別掲を除く）
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗 教
95	その他のサービス業
96	外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）
97	国家公務
98	地方公務
T	分類不能の産業
99	分類不能の産業

除外率が10ポイントカットされ、設定業種は減少している

令和7年4月以降

除外率設定業種	除外率
・ 非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5 %
・ 建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む。）	1 0 %
・ 港湾運送業 ・ 警備業	1 5 %
・ 鉄道業 ・ 医療業 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 高等教育機関	2 0 %
・ 林業（狩猟業を除く。）	2 5 %
・ 金属鉱業 ・ 児童福祉事業	3 0 %
・ 特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	3 5 %
・ 石炭・亜炭鉱業	4 0 %
・ 道路旅客運送業 ・ 小学校	4 5 %
・ 幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	5 0 %
・ 船員等による船舶運航等の事業	7 0 %

支社、支店等ごとに異なった番号がない場合は、直近上位の事業所の適用事業所番号の頭4桁（安定所番号）をご記入ください。

区 分		合 計	C 事業所別の内訳							
B 雇 用 の 状 況	(4) 適用事業所番号									
	(5) 事業所の名称									
	(6) 事業所の区分 1 特例子会社に含まれる事業所 2 指定就労継続支援A型事業所 3 上記1及び2以外									
	(7) 事業所の所在地									
	(8) 事業の内容									
(9) 除外率			%	%	%	%	%	%	%	%
(10) 常用雇用労働者の数										
(イ) 常用雇用労働者の数		0 人		人		人		人		人
(ロ) 短時間労働者の数		0 人		人		人		人		人
(ハ) 常用雇用労働者の数 $[4 + (ロ \times 0.5)]$		0.0 人	0.0 人		0.0 人		0.0 人		0.0 人	
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		0.0 人		人		人		人		人

特例子会社に含まれる事業所の場合「1」
指定就労継続支援A型に該当する場合「2」
それ以外の場合は「3」を記入してください。

各事業所の**主たる事業の種類**
が**参考1の除外率設定業種**に
該当する場合のみ、⑧欄に事
業の内容を記入するとともに、
その率を記入してください。

B 雇 用 の 状 況	区 分	合 計	C 事業所別の内訳						
	(4)適用事業所番号		3701	123456	1	3701			
	(5)事業所の名称		株式会社 厚労	厚労保 育園	保育園 厚生				
	(6)事業所の区分 1 特例子会社に含まれる事業所 2 指定就労継続支援A型事業所 3 上記1及び2以外		3	3	3				
	(7)事業所の所在地		高松市サ ンポート 3-33	東京都千 代田区大 手町1丁 目1-12	東京都千 代田区大 手町3丁 目2-3				
	(8)事業の内容		鉄道	保育園	保育園				
	(9)除外率		20	%	30	%	30	%	

事業内容が
同一であっ
ても、合算
せずに事業
所ごとに記
入してくだ
さい。

(10)常用雇用労働者の数

(イ)常用雇用労働者の数	76	人	22	人	25	人	29	人
(ロ)短時間労働者の数	45	人	20	人	10	人	15	人
(ハ)常用雇用労働者の数 $[4+(ロ \times 0.5)]$	98.5	人	32.0	人	30.0	人	36.5	人
(ニ)法定雇用障害者の算定の基礎と なる労働者の数	73.5	人	26.0	人	21.0	人	26.5	人

誤りが多いので注意！

- ①除外率ありの算定の基礎数の計算は「20%除外」は必ず除外人数を求めてから、端数切捨て。（80%を乗じて算定基礎数を求めると数字がずれることがあるため）
- ②事業所単位で計算し、同じ除外率のものをまとめて除外しないこと。

(イ)25人+((ロ)10人×0.5)=(ハ)30.0人
保育園の除外率30%

(ハ)30.0人×0.3=9人（端数なし）

9人（除外できる人の数）

(ハ)30.0人-(除外人数)12人 = (ニ)21.0人

(8) 事業の内容		鉄道		保育園		保育園	
(9) 除外率		20 %		30 %		30 %	
(10) 常用雇用労働者の数							
(イ) 常用雇用労働者の数	人	22	人	25	人	29	人
(ロ) 短時間労働者の数	人	20	人	10	人	15	人
(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	32.0	人	30.0	人	36.5	人
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人	26.0	人	21.0	人	26.5	人

(イ)22人+((ロ)20人×0.5)=(ハ)32.0人

鉄道の除外率20%

(ハ)32.0人×0.2=6.4 小数点以下切り捨てる為、
6人（除外できる人の数）

(ハ)32.0人-(除外人数)6人 = (ニ)26.0人

(イ)29人+((ロ)15人×0.5)=(ハ)36.5人

保育園の除外率30%

(ハ)36.5人×0.3=10.9...人 小数点以下切り捨てる為
10人（除外できる人の数）

(ハ)36.5人-(除外人数)10人 = (ニ)26.5人

(8) 事業の内容			
(9) 除外率			
(10) 常用雇用労働者の数			
(イ) 常用雇用労働者の数	76 人	22 人	25 人
(ロ) 短時間労働者の数	45 人	20 人	10 人
(ハ) 常用雇用労働者の数 $[イ+(ロ \times 0.5)]$	98.5 人	32.0 人	30.0 人
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	73.5 人	26.0 人	21.0 人

(イ) $22+25+29=76$

(ロ) $20+10+15=45$

(ハ) $32.0+30.0+36.5=98.5$

(ニ) $26.0+21.0+26.5=73.5$

⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者				
(ホ) 重度身体障害者の数	()	()	()	()
(ヘ) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	()	()	()	()
(ト) 重度身体障害者である 短時間労働者の数	()	()	()	()
(フ) 重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数	2	2		
(リ) 重度身体障害者である 特定短時間労働者の数	()	()	()	()
(ヌ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+(フ+リ)×0.5]	1.0	1.0	0.0	0.0
(ル) 重度知的障害者の数	()	()	()	()
(7) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数	()	()	()	()
(7) 重度知的障害者である 短時間労働者の数	()	()	()	()
(ハ) 重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数	1	1		
(3) 重度知的障害者である 特定短時間労働者の数	()	()	()	()
(タ) 知的障害者の数 [(ル×2)+7+7+(ハ+3)×0.5]	0.5	0.5	0.0	0.0
(イ) 精神障害者の数	()	()	()	()
(7) 精神障害者である 短時間労働者の数	()	()	()	()
(7) 精神障害者である 特定短時間労働者の数	1		1	
(ネ) 精神障害者の数 [レ+7+(7×0.5)]	0.5	0.0	0.5	0.0
⑫ 計 [⑪の(ヌ)+⑪の(タ)+⑪の(ネ)]	2.0	1.5	0.5	0.0

合計

鉄道

保育園

保育園

			鉄道	保育園	保育園	
(11) 相乗障害者の数 [レ+ツ+(ツ×0.5)]	()	()	()	()	()	()
(12) 計 [(11)のヌ+(11)のタ+(11)のネ]	2.0 人	1.5 人	0.5 人	0.0 人		
(13) 実雇用率 ((12)/(10)のニ×100)	2.72 %	(14) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [((10)のニ×法定雇用率)-(12)]		0 人		
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数						
視覚障害者（第1号に該当する者）	1 人	1 人	73.5×0.025(法定雇用率)=1.837… 端数切捨のため、 1.0となる。		1.0-2.0=-1.0 ↓ 「0」	
聴覚又は平衡機能障害者 （第2号に該当する者）						
音声・言語・そしゃく機能障害者 （第3号に該当する者）						
肢体不自由者（第4号に該当する者）						
内部障害者（第5号に該当する者）	1 人	1 人				

実人数で
主な障害の区分

73.5×0.025 (法定雇用率) = 1.837...
端数切捨のため、
1.0となる。

$1.0 - 2.0 = -1.0$
↓
「0」

法定雇用率以上

ご清聴ありがとうございました。

アンケートの提出にご協力お願いします。

報告書提出期限：令和7年7月15日（火）